

SEC フラッシュレポート

財務報告の改善に関する SEC のアドバイザリーコミッティによる最終報告書の公表

(2008年8月4日)

2008年8月1日、米国証券取引委員会 (SEC) は、財務報告の改善に関するアドバイザリーコミッティから最終報告書を受領した。この最終報告書は、財務情報の有用性を向上させ、投資家の理解を高めるための25の提言を掲載している。このフラッシュレポートは、2008年7月14日のフラッシュレポートで述べたとおり、最終報告書をより詳細に要約したものである。

アドバイザリーコミッティは、2007年7月にSECにより任命され、最高財務責任者 (CFO)、監査法人の役員、監督当局の前メンバー、監査委員会メンバー、投資家、その他米国資本市場の主な団体などのさまざまなグループから構成されている。SECはこのアドバイザリーコミッティに対して、米国における財務報告制度の不必要な複雑さを軽減し、財務報告をより明瞭で投資家にとって理解し易いものとするための提言を要請した。この報告書には、SEC、財務会計基準審議会 (FASB)、公開企業会計監視委員会 (PCAOB) が検討・導入すべき提言が掲載されている。

報告書の範囲は、SEC登録企業に関連する事項に限定され、4つの章にまとめられている。

- 1章は重要な複雑性に関連する論点を取り上げる。
- 2章は基準設定プロセスに焦点を合わせている。
- 3章は監査プロセスと法令遵守の改善に係る提言を提供する。
- 4章は財務情報の提供を改善する方法を提案する。

この報告書には以下の5つの分野に関する詳細な提言が掲載されている。

- (1) **SECに提出される報告書での情報の有用性を高め、一方で報告者の負荷を減らすこと。** — とりわけ、多くの個人投資家はSECに提出される報告書は過度に複雑

で詳細であると考えているとコミッティは言及した。事業の主要な構成要素や基本となる事業活動と主要業績指標を簡潔に記述した短いエグゼクティブサマリーを年次報告書の冒頭部分に挿入することを報告書は提言している。

- (2) **会計基準設定プロセスを強化し、より有効で効率的なものとする。** — FASBや財務会計機構 (FAF) に投資家の代表者を増やすことにより、会計基準の設定に投資家の参加を拡大することを、コミッティは要請している。
- (3) **新しい会計基準の本質的な設計を改善し、根底にある目的と原則をより明確にすること、会計基準の選択適用を形式的に決定するようなテスト (all-or-nothing bright-line test) を避けること、業種別ガイダンス方式を見直し、根底にある事業活動に焦点を移すこと。** — 特定の会計基準の根底にある目的が、難解な用語、詳細な規則、数多くの例外によって不明瞭になっている場合があるとコミッティは言及している。コミッティは、基準の実質的な設計に対して別のアプローチを提言している。例えば、オフバランス会計に関する規則の改善、同じ取引に関して代替的な会計基準が存在する状況の削減を、コミッティは要請した。コミッティは、企業は利益のうち、取得原価主義会計に基づく現金収入または発生主義収益と、公正価値の見積りに基づく未実現損益を区別できるように、企業は投資家に対する開示を改善するように提言した。
- (4) **権威付けられていない文献を見直し、権威付けられた解釈指針を作成すること。** — US GAAPが拡散しないようにするために、全ての権威付けられた会計文献の一つの文書への一元化 (codification) を完成させるFASBの取り組みをコミッティは強く支持すると述べた。例えば会計事務所のような第三者が会計の諸問題に関する見解を公表するかも知れないが、そう

した見解は権威付けられたものとして分類されるべきではないとコミッティは述べた。さらに、FASBが広範な問題を主導するのに対し、SECは登録企業に特定の問題に焦点を当てると言う、会計基準の解釈についての機能のより明確な役割分担をコミッティは要請した。

- (5) **財務報告の修正再表示（リステイトメント）と会計上の判断に関するガイダンスを明確化すること。**— 会計上の誤りの修正と投資家への修正に関する開示の拡充をコミッティは提言した。しかしながら、すべての会計上の誤りについて自動的に過年度の財務諸表を修正再表示（リステイト）すべきではないとコミッティは主張した。（企業は対象となる財務諸表の修正再表示を最終化するために、しばしば時間と費用の掛かるプロジェクトに従事するので、）今期の財務書類の提出を中断し、修正再表示の作業をしている間の「空白の期間（dark period）」に、企業は通常投資家に対して多くの情報を提供していない、とコミッティは述べた。それゆえに、過年度の修正再表示は、現在の投資家にとって重要である会計上の誤りの修正だけに留めるべきであるとコミッティは述べた。

つまり、この報告書の目的は、より明確なガイドラインを提供し、一般的な基準・規則に対する例外を少なくし、重要事項により焦点を当てることである。

この報告書に関するSECのプレスリリースは<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-166.htm>で入手できる。この中でSECの議長クリストファー・コックス氏の発言が引用されている。それは、彼がSECのスタッフに、早急にこの提言の分析の開始と、提言に基づいた適切な規制上の措置の策定を依頼したというものである。プレスリリースでは、SECは以前にアドバイザリーコミッティが行った2つの提言に基づき、投資家の便益のために、既に対策を講じたと述べている。

- 5月14日に、SECは、来年早々に始まる双方向データ（interactive data）を使用した財務情報の提供を全ての米国企業に要求し、より早く、より信頼できる形で、より低いコストで投資家に重要な情報を提供

する新しい技術を正式に提案した。このことに関連するSECのプレスリリースは<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-85.htm>に掲載されている。

- 7月30日に、SECは、投資家に重要情報を伝達するための有効な手段になるようにウェブサイトを開発する一方で、いかにして証券に関連する様々な法律を遵守するのかという懸念に対処するために、公開企業に対する新ガイダンスを承認した。2008年8月1日付SECフラッシュレポートを参照して頂きたい。これに関するさらなる情報はSECのプレスリリース<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-158.htm>に掲載されている。

最終報告書は、報告書に関する前記のプレスリリース及びSECのサイトのアドバイザリーコミッティのホームページ(<http://sec.gov/about/offices/oca/acifr.shtml>)から入手できる。各章の論点と提言は添付の付録に要約されている。172ページに及ぶ最終報告書には、コミッティの提言とそれをサポートする理論的な根拠についての追加情報を必要とする人々のために、提言に関する検討とその背景が含まれている。

FASB議長ロバート・ハーツ氏とPCAOB議長マーク・オルソン氏は、財務報告システムの有用性を高めるために、SECと引き続き協働することを約束した。SECのスタッフに早急にこれらの提言の分析を始め、提言に基づく適切な規制上の措置を策定することを要請した際に、コックス議長は特段の期限を設定しなかった。

アドバイザリーコミッティは、採用されれば財務報告の実務と品質を推進している規制と基準設定の状況に大きな影響を与えるような重要な提言を行っている。以下が、これらの提言に関連する10の主要なメッセージである。

(1) **すべてを一箇所にまとめる**

「評価のためのロードマップ」を提供する営業及びキャッシュ・フロー情報に焦点を当て、かつそれらを表示する新たな主要財務諸表が追加されるか、それに置き換わる可能性がある。言い換えれば、アナリスト、（企業の）買い手、その他企業を評価する者に使用される情報は一

箇所に集約されるであろう。

(2) **十分かつ重複のない開示**

例えば、要約データ、重要な会計方針、訴訟、偶発事象、財務上のコミットメント、所有あるいはリースしている資産等の領域において、多くのSECへの提出書類に現在存在している重複する開示を省略する可能性がある。「前半部分」と「(財務情報が掲載されている) F ページ」の間には重複があり、原稿の版組みやプリンターのためだけにあると言われている。こうした重複はなくなるであろう。

(3) **永遠に開示し続けない**

開示事項の継続的なレビュー及び不要となった開示事項の削除を行う可能性がある。こうした変更により、現在「(重要性がなくなっても) 累積的に増加する開示」と見なされている事項が削除されるであろう。

(4) **基準設定をオープンにする**

例えば、投資家やその他の財務諸表利用者といった「外部の者」を基準設定の過程に参加させる可能性がある。こうした変化により、現在の参加者の範囲を越えて外部の人々が「発言」し「投票」することを可能にするプロセスが開かれるであろう。

(5) **国際標準に近づける**

例えば、相対的な測定 (proportional measurement) (契約当事者としての権利と義務を会計処理する考え方、例えば、リース資産の計上は、資産を使用する権利を認識するという考え方) のような領域において、「経済的見解 (economic view)」による会計処理が多用される可能性や、現在の業種別ガイダンス (実務に存在している無数の例外を含む) の多くを廃止する可能性がある。こうした変化は、米国の財務報告を、グローバルに使用が拡大する国際財務報告基準 (IFRS) により近づけることになるだろう。IFRS へのコンバージェンスを促進する提言が、SECの次のIFRS採用へのロードマップに取り込まれると合理的に予測される。

(6) **GAAPではないといっても、誰もがGAAPであると考えているもの**

SECスタッフが、経済動向や特定の質問に応じて提供し、広く適用されているガイダンスの種類に大きな制限

がかかる可能性がある。このことは、「SECスタッフの発言 というGAAP」及び「SECのコメントレターというGAAP」は、(正式な (GAAPの) 階層にもかかわらず) 実務上はどちらも企業とその外部監査人によってGAAPと同等のものとして考えられてきたが、それが終わりになるであろうということを意味する。

(7) **修正再表示を行うか、行わないかが問題である**

現在行われているように、頻繁に修正再表示をしなくなる可能性がある一方で、修正再表示が必要か否かに拘らず、あらゆるエラーを発見した時点で修正する可能性もある。こうした変化は、「いかなる誤りも許さない」と「必ずしも、過去の年度や四半期に戻る必要はない」が組み合わされたことを意味している。もし、新ガイダンスがアドバイザーコミッティの期待通りに作成されるならば、修正再表示のプロセスにおいて総合的な判断力と健全さが必要になるであろう。

(8) **修正再表示 (リステイト) を行う時**

修正再表示を行う企業に対して、何を、いつ、どのように開示するかについてのガイダンスが作成される可能性がある。このガイダンスは、企業が (修正を行って) 「追いつき (catches up)」ながら、いかにして (報告書の提出を) 「適時に」行うかに対応し、「空白の期間 (dark periods)」を最短にすることを意図したものになるであろう。

(9) **何が問題なのかを伝える**

GAAPで要求されている以外の指標の選択・使用する場所・開示方法についての新しいガイダンスが作成される可能性がある。そのため、GAAPで要求されている以外の指標の開示が再び頻繁に行われる可能性がある (現在GAAPで要求されている以外の指標の使用を正当化するためだけに、かなりの説明と開示を要している)。

(10) **世界は本当に変わるのか**

提案された変化のうちの幾つかは、いかにして物事が「実務 (real world)」において機能するのかについて、業務に大きな影響を及ぼすであろう。幾つかの提言にSECのスタッフがどのような反応を示すかは興味深い。

付録

以下に、報告書の4つの章に示されたアドバイザリーコミッティの提言を記載する。25の提言は、その目的と内容を説明するための解説とともに記載されている。

第一章

実質的にすべての米国公開企業の財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準(GAAP)を用いて作成されている。GAAPの適用には、見積りや判断を伴い、財務諸表間の不整合が起こる可能性がある。コミッティは不整合や複雑性をもたらす可能性のある4つの最も重要な論点を特定した。(1) 公正価値と取得原価の利用が混在している混合属性モデル、(2) 情報開示に対する全体的アプローチの欠如、(3) (会計基準適用のための) 判定基準の基準値(bright line thresholds)、(4) 一般原則(general principles)に対する例外である。それぞれの項目を、関連する提言とともに更に説明する。

(1) 混合属性モデルの下では、取得原価法、低価法、公正価値法の3つの測定方法がそれぞれ異なった状況で使用される。現在の要請では、それぞれの測定方法に基づく処理—あるいはその一部—は、利益に対して行われるものもあれば、資本に対して行われるものもあり、事態はより一層複雑になっている。この混合属性モデルによる複雑性を低減させるため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言 1.1

測定フレームワークと財務諸表の作成の両方を改善することで、混合属性モデルによって発生する複雑性のうち回避可能なものを低減する。

- SECは、FASBが事業活動の種類によって適用される測定方法が自動的に指定されるような測定フレームワークを完成させ、SEC、FASB及びその他の規制当局や基準設定機関が公正価値による報告を支援するインフラの強化計画を作成し導入するまでは、必ずしも公正価値の利用が必要とされない領域に公正価値の利用を拡大す

る新しい基準や解釈の発行を慎重に行うことを、提言すべきである。

- SECは、FASBに対し以下の事項を提言すべきである。
 - (a) 最大限に実現可能な範囲で、同種の事業活動にはひとつの測定属性を適用し、財務諸表間でも整合していること、(b) 事業活動を、営業、投資、財務のセクションに統合(して財務諸表に表示)すること、(c) 投資家の利益分析に有用な主要な測定属性によって、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書を調整する新しい主要財務諸表(いわゆる「評価のためのロードマップ」財務諸表)を追加すること。
 - (2) 開示は財務諸表に係る情報に関する追加情報を提供するとともに、財務諸表への反映や明確な記述は行われていないが、今後の業績に影響を与える可能性があるリスクを強調する。投資家にとっての開示の有用性を確保するため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言 1.2

SECは、FASBに対し以下のような開示フレームワークの構築を提言すべきである。

- (a) (読者との) 意味のあるコミュニケーションと開示事項の理論的な表示を確保するために、現在の開示要請を一貫した目的や原則に基づく、まとまりのあるものに統合する。このフレームワークは、重複を排除し、財務報告に関する全ての基準を通じて、唯一の開示ガイダンスを提供することになるであろう。このフレームワークによれば、ほとんどのSECへの提出資料の「前半部分」と「(財務情報が掲載されている) Fページ」の両方に現在開示されている、会計方針、要約データ、所有している固定資産から、訴訟や財務上のコミットメントに至るまで、様々な項目に関する重複開示を排除することができるであろう。
- (b) ビジネスに影響を与える可能性のある主な前提、見積り、感応度分析と、将来的にこれらの数値に大きな影響を与える主要なリスクや不確実性についての定性的な説明に関する開示を(同じ場所に理解しやすいように記載することを)要請する。これは、財務諸表上で認識され、測

定される取引に加えて、訴訟や規制上の要請などの（財務諸表には）計上されていない事象や不確実性も網羅しようとするものである。

●提言 1.3

また、SECとFASBは、新しいFASBの基準書が公表される都度、関連するSECの開示要求を定期的に更新し、必要があれば削除する連携プロセスを確立すべきである。

(3)（会計基準適用のための）判定基準（bright lines）は、US GAAPを適用する際に整合性のある結果を確保することを目的とした定義された基準値である。これらは、会計処理の結果に影響を与えうる関連した要因の適切な検討や解釈を妨げると批判されることがある。対象となる取引の実態をより適切に財務諸表に反映するように、アドバイザリーコミティは以下の事項を提言している。

●提言 1.4

FASBが（IASBと）共同で、あるいは独自に行う新規プロジェクトにおける認識ガイダンスは、判定基準（bright line）の使用を避け、相対認識（proportionate recognition）（つまり、US GAAPにおける現在の適否認識アプローチ（all-or-nothing recognition approach））に対して、契約当事者としての権利と義務をベースとした会計処理を意味する）を選択するという提言を、US GAAPにおける認識ガイダンスの基礎とすべきであり、それは、現在のIFRSの特定の規定において採用・許容・要求されている方法と整合するものである。相対認識が実現不可能、もしくは適用できない場合には、FASBはその認識ガイダンスに定性的な要素を組み入れるべきである。最後に、上記の2つのアプローチに対する補足や代替案として、追加的な開示を利用すべきである。新規プロジェクトにおいては、プロジェクト独自の目的に照らして実現可能な範囲で、関連する領域の認識ガイダンスにおける現在の判定基準（bright line）の削除と、上記の2つのアプローチの採用も検討すべきである。

●提言 1.5

会計に関与する者は、適切な会計処理を決定する際に規則を機械的に遵守するよりも、取引の経済的実態やビジネス上の

目的を考慮するように訓練されるべきである。SECは、FASB、学会、職業専門家組織が、学生、投資家、（財務諸表）作成者、外部監査人、監督官に対してこのような教育を行うよう、関係者に対する勧告と教育に関する努力を行うべきである。

(4) アドバイザリーコミティは、類似の活動に対して同様の会計処理が行われるように、一般原則に対する例外は削除すべきだと考えている。コミティは、以下の事項を提言している。

●提言 1.6

US GAAPは業種ではなく、事業活動を基準に設定すべきであると考えられる。例外的な状況を除き、SECは、FASBが（IASBと）共同で、あるいは独自に行う新規プロジェクトは、事業活動を基準にして検討されるべきであると提言すべきである。新規プロジェクトにおいても、例外的な状況を除き、プロジェクト独自の目的に照らして関連する領域における既存の業種別ガイドランス特に、US GAAPの一般原則と差異があるものの削除を行うべきである。

SECは、コンバージェンスへの取り組みの進捗を考慮しつつ、現在の一元化（codification）プロジェクトと連携をとり、例外的な状況を除きUS GAAPの一般原則と差異がある既存の業種別ガイダンスを削除するために、プロジェクトの協議事項に追加することも、FASBに対して提言すべきである。

●提言 1.7

US GAAPは、正式に公表された代替的会計方針が存在すべきではないという前提に基づくべきである。そのため、SECは、FASBが（IASBと）共同で、あるいは独自に行う新規プロジェクトでは、例外的な状況を除き追加的な選択肢を提供しないよう提言すべきである。新規プロジェクトにおいても、例外的な状況を除き、プロジェクト独自の目的に照らして関連する領域における既存の代替的会計方針の削除を行うべきである。

●提言 1.8

適用除外を最小限にするために、US GAAPの適用範囲の検討を十分な精度で行うべきである。SECは、FASBが（IASBと）共同で、あるいは独自に行う新規プロジェクトでは、適用除外

を最小限にするために慎重に適用範囲の検討を行うように提言すべきである。新規プロジェクトにおいても、既存の適用除外を最小限にするために、プロジェクト独自の目的に照らして関連する領域における既存の基準の適用範囲の改善を行うべきである。

●提言 1.9

US GAAPは、類似の活動に対しては同様の会計処理が行われなければならない、という前提に基づくべきである。そのため、SECは、FASBが（IASBと）共同で、あるいは独自に行う新規プロジェクトでは、例外的な状況を除き追加的な（異なる取扱いが並存する）競合モデル（competing model）を生み出すべきではないと提言すべきである。新規プロジェクトにおいても、例外的な状況を除き、プロジェクト独自の目的に照らして関連する領域における競合モデルの削除を行うべきである。

第二章

アドバイザリーコミッティは、投資家にとって意味のある有効な財務会計及び財務報告プロセスには、強固な会計基準設定プロセスが重要であると考えている。米国では、US GAAPの進展に伴い、様々な理由で多くの解釈、例外及び代替の処理が発生し、結果的に複雑性が増大し、それゆえ財務諸表の有用性が比較可能性（もしくは両方）が損なわれる結果になったのであろう。

基準設定においてより投資家の観点を考慮するために、アドバイザリーコミッティはいわゆる“情報公開（open tent）”を提言している。

●提言 2.1

投資家は財務書類の主要な利用者であるため、投資家の観点は有効な基準設定に不可欠である。投資家の観点がすべての関係者によって適切に考慮される場合にのみ、財務報告は主要な利用者の必要性に適合していると考えられる。そのため、基準設定に関与するすべての関係者は、投資家の観点を優先しなければならない。投資家の観点は、基準設定プロセスにおける他の関与者（Constituents）の観点よりも入手困難であるが、投資家の代表を追加することにより、基準設定プロセ

スにおける投資家の観点をより一層考慮できるであろう。特に、SECは、FAFとFASBが以下の取り組みを行うことを提言している。

- 規模の大小など、異なる種類の投資家の意見をより重視するために、FAFに投資家を追加する。
- 財務書類の有用性に対する考慮を改善するため、経験のある投資家のFASBやFASBスタッフへの起用を拡大する。
- 投資家の関与をより効率的かつ効果的にするために、実際の改善状況を判断し、基準設定プロセスを通じて投資家から入手した情報の入手方法、時期および品質を再評価する。

基準設定プロセスのガバナンス及び監視を強化するため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言 2.2

SECは、以下のように、FAFによるFASBに対するガバナンスの強化を引き続き提言すべきである。

- FAFは、回避可能な複雑性を最小限に抑えることを追加の目的として強調するため、FASBの使命、目的及び規則を修正すべきである。
- FAFは、主要な基準設定プロセスが効果的かつ効率的で、FASBの使命、目的及び規則に包含された目標に沿ったものであることを確かめるために、業績評価指標を開発すべきである。

基準設定プロセスを改善するため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言 2.3

SECは、FAF、FASB、その他の財務報告システムへの参加者による基準設定の有効性、効率性、適時性の継続的な改善に関して以下のような提言を行うべきである。

- SEC、FASB、PCAOB、（財務諸表の）作成者、外部監査人、投資家、その他の財務諸表利用者それぞれの

代表者を含む、米国の財務報告システムにおける主要な意思決定主体から構成される正式な財務報告フォーラム (FRF) を組成し、財務報告システム全体における直近のニーズ及び長期的な優先度に対応するための提言を行う。

- 費用便益分析、作業状況の視察や検証により、FASBの主要な作業の一貫性と透明性を強化する。
- 解釈に関する質問に対応し、必要があれば基準を実務に適用する際のばらつきを削減するために、重要な新しい基準に対して適用後のレビューを制度化する。
- 基準を最新の内容に維持するために、既存の基準の定期的な評価を制度化する。

基準適用のための解釈指針の役割を明確化するため、アドバイザーコミッティは以下の2つ事項を提言している。

●提言 2.4

SECは、基準適用のための解釈指針の発行に関する役割と責任を明確にするため、以下事項についてFASBと調整を行うべきである。

- US GAAPやIFRS等の特定の会計基準に適用される、すべての権威ある会計基準及びその解釈指針の設定主体は、今後、可能な限り、ひとつとすべきである。US GAAPに関してはFASBがこの機能を担う。最終的には、SECによる広範に適用可能な基準適用のための解釈指針の発行は、限定された場合のみとすべきである。(提言 2.5 参照)
- 2008年1月16日に検証のための草案が公表されたFASBの一元化 (Codification) を適時に完了すべきである。FASBによる一元化 (Codification) に対する取り組みの便益を十分に実現するために、SECは、権威があるとみなされる文献を実行可能な限りFASBの一元化 (Codification) に統合し、あるいは必要に応じて個別の一元化を確実に実施すべきである。
- 他のあらゆる基準適用のための解釈指針は権威があるとはみなされず、US GAAPの下で支持される合理的で誠実な判断により評価されるその他の権威付けられていない指針と同等以上の信頼度の付与を要求するべきで

はない。

- (コミッティが設立を) 提案したFRFは、FASBに対して、国際的なコンバージェンスの必要性とバランスを考慮した協議事項の優先順位の見直し (SECが今後実施する可能性の高い活動に大きく依存する)、概念フレームワークの改善、現在のUS GAAPの修正に関する勧告を行うべきである。US GAAPの使用が更なる期間にわたって延長されるならば、基準設定における優先順位の見直しは、US GAAPを体系的に再考するために一元化プロジェクトの第二フェーズの実施可能性を検討すべきである。

●提言 2.5

一般的な問題として、SECスタッフはUS GAAPを変更し、広く適用可能な基準適用のための解釈指針の公表を避け、その代わりに、(コミッティが設立を) 提案したFRF等を通じてFASBにそれらの事項を任せるべきである。SECスタッフは、コメントレーターや「事前許可 (pre-clearance)」プロセスは当該登録企業に固有の事項であり、他の登録企業は、コメントに対応した会計処理の変更が適切であると結論付けた後でのみ当該変更を行うべきであることを、再度強調すべきである。さらに、SECスタッフは、US GAAPと基準適用のための解釈指針との整合性を改善するためにいくつかの対応を行っており、SECは、その活動の成果をモニターする適切な措置をとるべきである。

提言 2.4と2.5が採用された場合、際限のない“スピーチによるGAAP”や“コメントレーターによるGAAP”が支配する世界は終焉を迎えるだろう。根本的な問題は、SECスタッフが「我々が決定する」という権限を放棄する意思があるかどうかであり、それが「実務 (real world)」における物事の進め方に運用上重大な影響を及ぼすことになる。それゆえ、これらの提言に対するSECスタッフの今後の対応が注目される。

基準設計の改善を進めるために、アドバイザーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言 2.6

FASBによる理解可能性の取り組み (Understandability initiative) の主要な一部として、明確に定められた目的、結果

及び原則の利用を拡大し、財務報告において取引の経済的側面の忠実な表現と、明瞭性、透明性及び比較可能性を必要とする投資家その他の（財務諸表）利用者への適切な対応の重要性を強調することによって、FASBが会計基準の設計に対する最近の改善を継続することを、SECは提言すべきである。

第三章

アドバイザーコミッティの報告書の第三章では、以下の2点に関する提言が記載されている。(1) 重要性やエラーの修正などへのガイダンスの作成を含む財務諸表の修正再表示、(2) 会計上の判断の利用、特に判断の評価に関するガイダンスの作成の有用性。これらの提言は、「修正再表示（あるいは、修正再表示しない）プロセス」の健全性の検討を行うことを意図している。以下では、それぞれの提言について説明する。

(1) 財務諸表の修正再表示

財務諸表におけるエラーの重要性の評価およびエラーの修正に関して、アドバイザーコミッティは4つの事項を提言している。

●提言3.1

FASBまたはSECは、適宜、以下の概念を強化するために、現在のガイダンスを補足すべきである。

- エラーの重要性を評価する者（企業、外部監査人、SEC、外部監査人の規制当局であるPCAOB）は、合理的な投資家の観点に基づいて意思決定を行わなければならない。
- 重要性は、合理的な投資家が入手可能な情報全体に対するエラーの影響に基づいて判断されるべきである。

小額なエラーが質的な要因から重要であるという結論が導かれる可能性があるように、多額のエラーが質的な要因から重要ではないという結論が導かれる可能性もある。

FASBまたはSECは、このような問題の認識を高め、重要性の概念の首尾一貫した適用を更に促進するために、内部での教育研修と財務諸表作成者や外部監査人に対する働きかけ

の両方を、適宜実施すべきである。

●提言3.2

FASBまたはSECは、適宜、以下に示す原則と整合したエラーの修正方法に関するガイダンスを発行すべきである。

- 企業はすべてのエラーを適時に修正することが要求されるべきであり、将来における財務諸表の作成時点までエラーの修正を延期するという選択肢を与えられるべきではない。過年度に発行された財務諸表におけるあらゆる重要なエラーは、修正された時点で開示されるべきである。
- 過年度の財務諸表は、エラーが当該過年度において重要性を有する場合にのみ、修正再表示すべきである。
- 重要なエラーの修正方法は、現在投資を行っている投資家の必要性に基づいて決定されるべきである。例えば、重要なエラーであっても、現在の投資決定に重要な影響を与えない場合は、当該エラーが発生した（年度の）財務諸表の修正再表示は要求されないが、適時に修正し、当期の財務諸表で明示的に開示する必要がある。
- 近い将来に次の年次または四半期報告書が提出され、関連する情報がすべて含まれるのであれば、過去に提出した年次または四半期報告書を修正し、修正報告書を提出する必要はないであろう。
- 四半期の修正再表示があっても、必ずしも年次の修正再表示が必要になるとは限らない。
- 過年度に発行された財務諸表における大きな金額のエラーの修正は、重要ではないと判断されたとしても、常に開示されなければならない。
- “（過去の財務諸表に影響があるエラーがある場合に、当期の財務諸表の提出にそうしたエラーを開示しないという）暗黙の修正再表示（Stealth restatement）”が行われる可能性を制限するため、（過去の財務諸表にエラーがあるために）過去の財務諸表への依拠の停止を求める全ての決定について、（報告書等で開示されているかどうかにかかわらず）フォーム8-Kを提出する必要があると明示するよう、SECはフォーム8-Kのインストラクションを改訂すべきである。

●提言 3.3

FASBまたはSECは、適宜、投資家の必要性に基づき修正再表示に関する開示の妥当性を改善するために、修正再表示を行う期間における財務情報、修正再表示の必要性及び修正再表示自体の開示に関するガイダンスを発行すべきである。

●提言 3.4

FASBまたはSECは、適宜、過去の四半期に関して特定されたエラーの重要性判断とエラーの修正方法に関するガイダンスを作成し、発行すべきである。ガイダンスには、以下の原則が反映されるべきである。

- 四半期財務諸表の重要性は、合理的な投資家の観点に基づいて評価されなければならない。
- 四半期中に重要なエラーがあった場合のエラーの修正方法に関するガイダンスは、提言 3.2 に示された原則と整合すべきである。

(2) (会計上の) 判断の利用

原則主義による基準の重視、外部監査人に関する規則の変更、公正価値を用いた見積りの利用の増加によって、判断の利用が更に注目を集めている。判断に関して作成されるべきガイダンスの目的には、判断の利用に対する投資家の信頼の向上、判断が尊重されないという(財務諸表)作成者の懸念の軽減、判断の評価に使用される基準の原則的合意、原則主義による基準の使用に対する懸念の軽減が含まれる。これらの目的の達成に向けて、判断の評価に関連するSECやPCAOBの思考プロセスの透明性を向上するために、アドバイザリーコミティは以下の事項を提言している。

●提言 3.5

SECは、会計上の判断の合理性に関する評価方法と評価に際して考慮する要素を示した方針書を発行すべきである。PCAOBも、監査上の判断に関して同様のアプローチを適用すべきである。

会計に関する判断に適用される方針書は、会計基準の選択と適用に加え、会計基準の適用に関する見積りと証拠にも言及

すべきである。コミティの見解は、PCAOBの監査基準の適用に基づく外部監査人の判断に関する提言に示された原則に整合する方針書は、外部監査人にとって有益である、というものである。そのため、コミティは、検査及び監督部門を含むPCAOBが、PCAOBの監査基準に基づく判断の合理性の評価方法に関するガイダンスを作成し、明確に示すことを提言する。PCAOBの方針書において、会計上の判断の適切性に関して外部監査人がPCAOBの監査基準に準拠しているかを評価する際に、PCAOBがSECの方針書を参照することを認めるべきである。

コミティは、SECが(財務諸表)作成者による会計上の判断の合理性を評価するときに参考にする要素を方針書に示すことは有用であると主張している。

第四章

第四章の提言は、投資家にとっての情報の必要性、投資家への情報の提供方法、財務情報の伝達の改善方法についてのアドバイザリーコミティによるレビューからもたらされたものである。1934年証券取引法(「証券取引法」)の下で報告企業が定期報告書及び臨時報告書によって提供する財務情報や、報告企業が投資家及び市場に提供するその他の継続開示に焦点が当たっている。

現時点では、外部監査人がこれらの提案された報告要請に関して意見表明その他の保証を行うことが期待されているかどうかは、不明確である。これらの新しい開示を組み込んだコンフォートレターの提出に対する要請が開始されれば、引受会社の行動がこの領域における進展に影響を及ぼす可能性がある。

双方向データ(Interactive data)が将来の財務報告にとって重要な役割を果たすことを明確にするため、アドバイザリーコミティは以下の事項を提言している。

●提言 4.1

SECは、長期目標として、以下に関する特定の前提条件を満たした後で、双方向データ(Interactive data)で定義された財務諸表の提出を義務付けるべきである。(1) XBRL US GAAP

タクソノミのテストの成功、(2) 新しいXBRL US GAAPタクソノミを使用した双方向データ (Interactive data) で定義された財務諸表のSECのEDGARシステムでの提出に関する報告企業の対応状況、(3) すべての定義された情報を正確に反映したバージョンへのEDGARシステムの対応状況。SECは、双方向データ (Interactive data) で定義された財務諸表を、以下のように段階的に導入すべきである。

- 関連会社保有分を除く (unaffiliated) 時価総額 (浮動株ベース) に基づく上位500社の米国公開報告企業に対して、現在は自発的なプログラムとして、報告企業の財務諸表とは別に作成され、証券取引法に基づく定期報告書の一部に含まれる文書をSECに提出することを要求する。この文書には以下のものが含まれる。
 - ・ 双方向データ (Interactive data) で定義された財務諸表
 - ・ まとめて定義された (Block-tagged) 財務諸表の注記
- 第1フェーズの開始の1年後に、SECに双方向データ (Interactive data) で定義された財務諸表を提供することが要求される企業のカテゴリーに、米国の大規模早期適用会社 (SEC規則で定義されており、上記の上位500社の米国公開報告企業を含む) を追加する。

上記の前提条件が満たされ、第二フェーズが実施されたら、米国の大規模早期適用会社について、SECへの正式文書の提出を双方向データ (Interactive data) で定義された財務諸表の提出に変更することの是非とその時期を、SECは評価すべきである。

企業情報や事業情報を提供するウェブサイトの利用を改善するため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言4.2

要約して表示された情報に対する責任、企業のウェブサイト内外においてハイパーリンクされた情報の取扱い、GAAPに基づかない開示やGAAPとの調整の取扱い、報告企業のウェブサイト上で開示される情報の公衆への縦覧方法の明確化 (SECはすでにこの提言に対応している。2008年8月1日付の

Protiviti SEC Flash Report参照) 等の論点に対応した、企業情報の開示のためのウェブサイトの使用に関する新しい包括的な解釈を、SECは公表すべきである。

投資家を含む産業界の参加者は、企業情報を投資家や市場に提供するためのウェブサイトの利用に関する統一されたベストプラクティスの開発のために協力すべきである。

主要業績評価指標 (KPI) レポートの有効性を改善し、利用者の理解を向上させるために、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言4.3

SECは、企業の事業報告でのKPIの使用に関するベストプラクティスの開発を目指す民間企業の取り組みを促進すべきである。SECは、わかりやすく、一貫性や妥当性があり、比較可能なKPIを、関連する活動に対して、必要に応じて業種別に作成するために、(財務諸表の) 作成者、投資家 (アナリストを含む) 及びKPI的な概念を長く支持してきた団体などのその他の関連する業界参加者等が関与する民間部門との対話を促進すべきである。SECはまた、企業による自社に固有のKPIの提供、説明、毎期の継続的な開示を促進すべきである。SECは、MD&AにおけるKPIの開示やその他の企業情報の開示に関する解釈指針の見直しや拡充を検討すべきである。

四半期のプレスリリースによる開示の内容と時期を改善するため、アドバイザリーコミッティは以下の事項を提言している。

●提言4.4

全米IR協会 (National Investor Relations Institute)、FEI (Financial Executive International) や証券アナリスト (CFA) 協会などの業界団体は、業績の公表に関するベストプラクティスを改訂すべきである。改訂されたベストプラクティスのガイダンスには、特に、業績の公表において提供すべき情報の種類や毎四半期継続的に開示される情報と開示の変更があればその説明を投資家が入手することの必要性が含まれるべきである。更に、ベストプラクティスのガイダンスにおいて、企業の業績の公表資料に損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を記載すること、GAAPで要求されている以外の指標のす

ぐ近くにGAAPへの調整表を配置すること、業種や企業特有の業績評価指標をより多く提示することなどの提言を行うことを検討すべきである。

SECは、企業のウェブサイトで公表された業績説明に関する開示は少なくとも12ヶ月間そのサイト上で閲覧可能とするべきである、という見解を繰り返すべきである。

要約の利用を推奨し、あらゆる投資家による定期報告書の利用を促進するため、アドバイザーコミティは以下の事項を提言している。

●提言4.5

SECは、報告企業の提出する年次及び四半期報告書（代替案として、当初は年次報告書のみとし、段階的に四半期報告書を対象とする）の冒頭部分に、報告書における詳細な説明部分へのロードマップを提供する要約の記載を義務付けるべきである。要約は、報告企業の事業、財政状態及び経営成績に関する最も重要な情報に関して、平易な英語で、記述と表形式でまとめた要約情報を提供しなければならない。MD&Aと同

様に、報告企業に関する最も重要な情報を強調する方法で情報を提供し、定期報告書における詳細な説明部分への参照が付された、階層化されたアプローチを使用した要約の作成を要求すべきである。同様の要約が報告書の他の部分に記載されている場合は、その範囲で、当該要約への参照による開示が可能である。要約の長さは2ページまでと提案され、要約に関する要請は、企業のMD&Aの概要そのままではないが、これを基礎とし、以下のような限定的な開示要請事項以外は、本質的に原則主義によるべきである。

- 企業業績の主要な状況の要約
- 企業のGAAP、GAAPで要求されている以外の及び非財務的なKPI（フォーム10-Q、10-K（あるいは代替的にフォーム10-Qに開示されている範囲で）の要約
- 事業の見通しの要約
- 文書に含まれるより詳細な情報のページ番号への参照（報告書が電子的に提供される場合は、ハイパーリンクの利用も可能）

以上